

令和3年11月8日
事務連絡

各 都道府県 介護保険担当主管部（局） 御中
市区町村
各 都道府県 福祉人材センター主管部（局）

厚生労働省

社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室
老 健 局 高 齢 者 支 援 課
認知症施策・地域介護推進課
老 人 保 健 課

外国人介護人材等の新規入国制限の緩和措置について

厚生労働行政の推進につきましては、日頃より格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年11月5日付で、水際対策強化に係る新たな措置が発表され、技能実習介護、特定技能介護等を含む、商用・就労目的の長期間滞在の外国人等について、受入責任者の管理下での「特段の事情」による新規入国等が認められることとなりました。

本措置の適用に当たっては、受入責任者を通じて、業所管省庁である当省への申請が必要であることから、介護分野における本措置の対象者等については、下記のとおりとします。

貴部局におかれましては、関係機関及び事業者等への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1 介護分野における本措置の対象者について

(1) 長期間の滞在の新規入国者

技能実習介護及び特定技能介護等の介護業務に従事することを目的に新規入国する場合は、「水際対策強化に係る新たな措置（19）実施要領」

（令和3年11月5日内閣官房副長官補室、法務省、外務省、厚生労働省。

以下「実施要領」という。後述参照。）1. (2) イ. の長期間の滞在の入

国者に該当します。

(2) 技能実習介護の取扱い

技能実習介護については、「水際対策強化に係る新たな措置（19）実施要領に基づき留学・技能実習に関して別途定める条件について」（令和3年11月5日出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省。後述参照）に定めるとおりです。

(3) その他対象者（日本人の帰国者、在留資格を有する再入国者、商用・就労目的の3月以下の短期間の滞在の新規入国者等）

介護分野における本措置の対象者は（1）を基本としますが、介護分野に関連して、実施要領1.に該当するものとして、行動制限の緩和及び新規入国等を望む場合、「特段の事情」が認められる場合があります。

2 待機期間等について

(1) 14日間の待機施設等での待機

入国後、14日目までは、待機施設等での待機が必要です。待機期間中は原則個室管理（バス・トイレを含めて個室管理ができる必要があります。）とし、不要不急の外出はできません。

(2) 待機期間の短縮

条件を満たすワクチン接種者については、入国後10日目以降の検査を条件に待機期間の短縮が認められます。この場合、当省への申請時に、事前に有効なワクチン接種証明書の写しを提出する必要があります。詳細は、実施要領等をご確認ください。

(3) 特定行動の取扱い

今般の措置では、入国後14日目までの待機期間中であっても入国後最短4日目から事前に承認された活動計画書に記載された活動（特定行動）が認められることとなりました。

特定行動について、新規入国者のうち長期間の滞在者については、待機期間中に特定行動を行わなければ滞在の目的を達成できない事情があると業所管省庁が認めた場合に限り認められます。このため、技能実習介護及び特定技能介護等については、一定期間継続して介護の業務に従事するものであり、そうした事情は想定されず、実施要領に基づく行動制限の緩和は認められません。

3 申請方法等について

(1) 申請者

申請者は受入責任者（技能実習介護及び特定技能介護等の外国人介護

人材を雇用する企業等) とします。

ただし、受入れに当たり、待機期間中の待機施設の確保や毎日の入国者の健康確認等について、監理団体、登録支援機関その他の団体に委託することにより、受入責任者の新型コロナウイルス感染症対策責任者としての業務を当該団体に担わせることが可能です。この場合、申請書及び誓約書における新型コロナウイルス感染症対策責任者欄には、当該団体名及び当該団体の担当者の氏名及び電話（携帯）番号を記載するとともに、当該団体が受入責任者の申請をとりまとめ、一括して代理申請することが可能です。

(2) 申請方法等

申請方法等は、厚生労働省のホームページにおいて公開されています。

ホームページに掲載された実施要領等の記載事項等を入念に確認した上で、本事務連絡の1から3までの事項に留意しつつ、案内に従って申請してください。

申請書等作成に当たり、不明な点があれば、専用のコールセンターにお問い合わせください。

【厚生労働省のホームページ】

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報 > 新型コロナウイルス感染症について > 水際対策強化に係る新たな措置（19）について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html

（「水際対策強化に係る新たな措置（19）実施要領」）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000851831.pdf>

（「水際対策強化に係る新たな措置（19）実施要領に基づき留学・技能実習に関して別途定める条件について」）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000851898.pdf>

【申請書の記載方法等その他お問合せ先（コールセンター）】

03-3595-2176

【申請窓口（厚生労働省医薬・生活衛生局検疫所業務課）】

aratanasochi19@mhlw.go.jp

以上